

平成20年4月1日から

# 健康保険の一部が変わりました

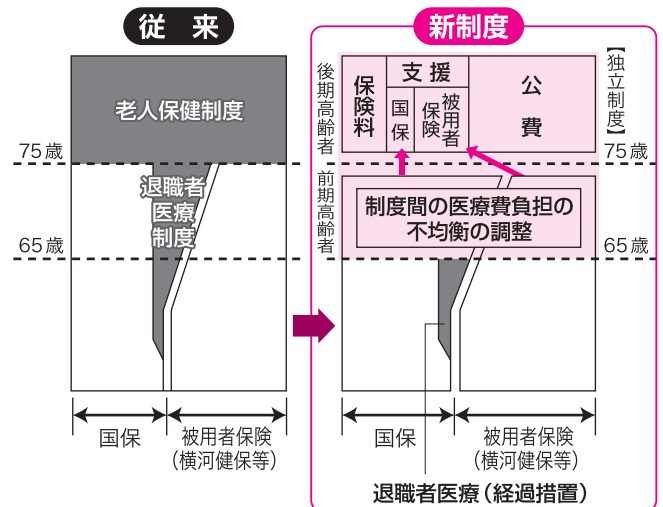
少子高齢化の進む中、伸び続ける医療費に歯止めをかけ、健康保険制度をいつまでも存続させるために、平成18年度から医療制度改革関連法が実施されています。この4月から実施の主な改正点をお知らせします。

## 新たな高齢者医療制度の創設

75歳以上の後期高齢者と65歳から74歳の前期高齢者に分けた高齢者医療制度が新しく創設されました。

後期高齢者(約1,300万人)については、身心の特性や生活実態等を踏まえた独立した医療制度とし、前期高齢者(約1,400万人)については、従来の制度に加入したまま保険者間の医療費の負担の不均衡を調整する制度とします。

また、現行の退職者医療制度は廃止します。ただし、現行制度からの円滑な移行を図るため、平成26年度までは、65歳未満の退職者を対象として現行の退職者医療制度を存続させる経過措置があります。



## 後期高齢者制度は、加入者全員から保険料を徴収します

これまで保険料の負担をしていなかった被扶養者の方も、新たに保険料を負担することになります。ただし、経過措置として、後期高齢者医療制度に加入したときから2年間は保険料が本来の額の半額に軽減されることになっていますが、さらに特例措置として、平成20年度4月から半年間は保険料が免除され、その後の半年間は1割となりました。保険料の支払は、原則として公的年金からの天引きで納付することになります。

なお、被保険者が75歳に達したら、今まで加入していた医療保険の資格を喪失し、その時、75歳未満の被扶養者がいた場合、その被扶養者は他の医療保険者の被扶養者とならない限り、新たに国民健康保険に加入することになります。

平成20年4月 平成20年10月 平成21年4月 平成22年4月

| 6ヶ月間  | 6ヶ月間 | 1年間      |           |
|-------|------|----------|-----------|
| 保険料なし | 1割負担 | 5割負担(予定) | 10割負担(予定) |

## 70歳から74歳までの方の窓口負担が軽減されます

平成20年4月から70歳から74歳までの方の医療費の窓口負担が1割から2割に引き上げられる予定でしたが、軽減措置として平成21年3月まで1割負担に据え置きとなります。

平成20年4月 平成21年4月

| 1年間         |          |
|-------------|----------|
| 1割負担(本来は2割) | 2割負担(予定) |

## 高額介護と高額医療の合算制度が設けられます

従来はそれぞれに限度額が設けられていましたが、合算した年額での上限額が設けられるため、両方の自己負担がある場合は、負担が軽減されることとなります。

## 乳幼児の自己負担軽減の対象年齢の引き上げ

乳幼児の自己負担割合の軽減措置（3割→2割）の対象年齢が3歳未満から義務教育就学前に引き上げられます。

平成20年3月まで

3歳未満 2割負担  
3歳以上義務教育就学前  
3割負担

平成20年4月から

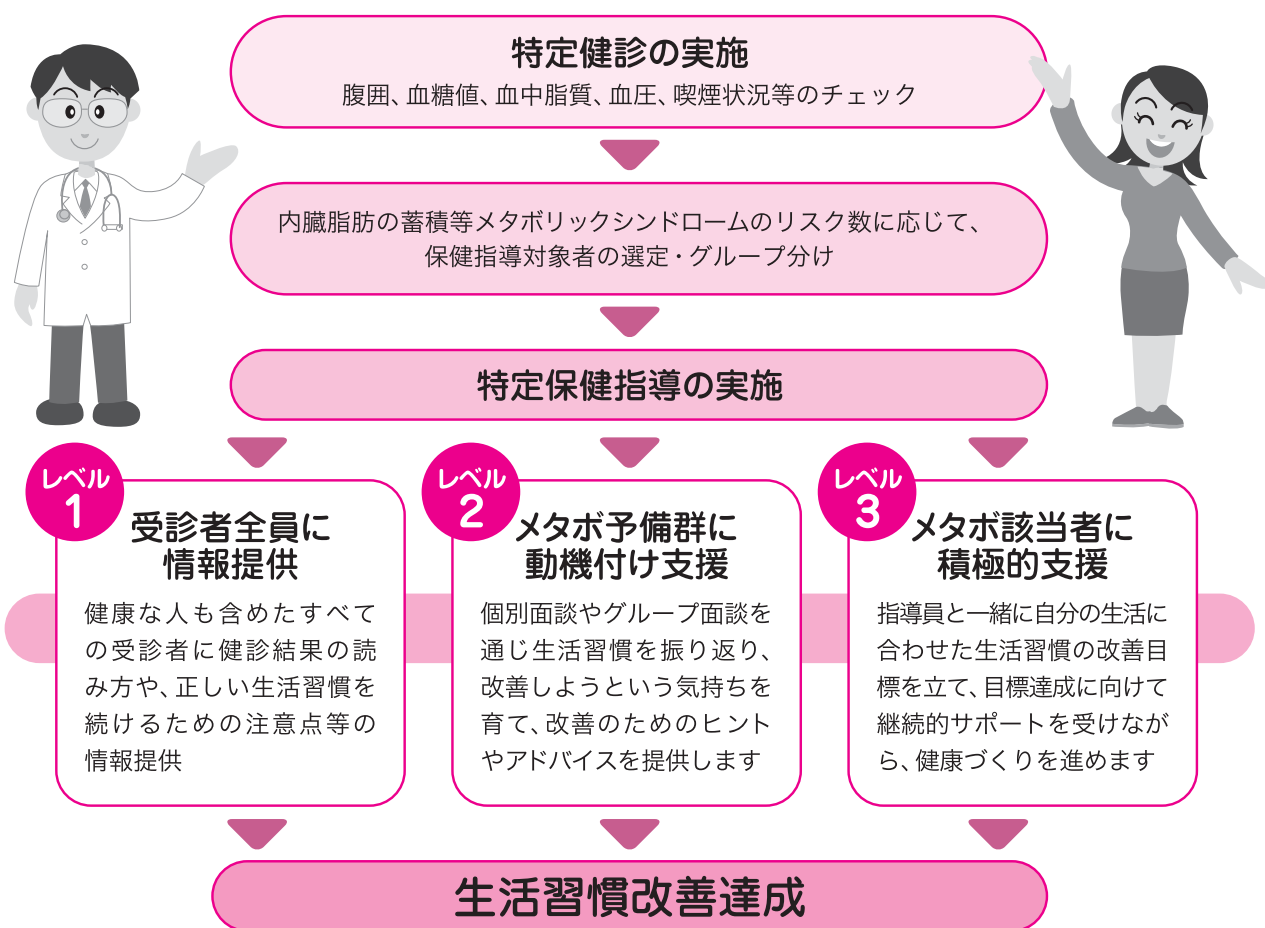
3歳未満 2割負担  
3歳以上義務教育就学前  
2割負担（1割軽減）

## 特定健診・特定保健指導の実施

メタボリックシンドロームの該当者と予備群を見つけ、生活習慣の改善へと導く、新しい健診と保健指導が始ります！

平成20年4月から「特定健診・特定保健指導」が始まります。

特定健診・特定保健指導は、40歳～74歳までの被保険者・被扶養者全員を対象に、全医療保険者が実施します。健診によってメタボリックシンドロームの該当者や予備群を見つけ、健診結果に応じてメタボリックシンドロームのリスク別に、3グループに分けて保健指導が行われます。



## 療養病床入院時の食費、居住費の見直し

| 区 分                         | 食費1食当たり | 居住費1日当たり |
|-----------------------------|---------|----------|
| 一般                          | 460円※   | 320円     |
| 低所得者                        | 210円    |          |
| 市町村民税非課税世帯であって所得が一定基準に満たない方 | 130円    |          |
| 老齢福祉年金受給者                   | 100円    | 0円       |

平成18年10月から、70歳以上の方は、療養病床に入院した場合の食費の負担額が変わり、新たに居住費等の負担が追加されましたが、平成20年4月からは65歳～69歳の方の負担も同様に見直されます。

※栄養士がいない病院の場合は420円